

沖縄県と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定

沖縄県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（熊本支店扱い：以下「乙」という。）とは、沖縄県民（以下「県民」という。）の健康づくりをはじめとする各種の取組に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、沖縄において、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を構築し、心豊かで、安全・安心な県民の暮らしを実現するため、甲及び乙が相互に連携及び協力し、協働による各種の取組を推進することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携し協力する。

- （1）熱中症予防等の健康づくりをはじめ保健医療の充実に関すること
- （2）スポーツの振興に関すること
- （3）災害対策の充実に関すること
- （4）子ども・若者の育成支援、子育て支援に関すること
- （5）その他、甲乙協議の上、本協定の目的に適合と判断すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲及び乙のいずれからも本協定に関し特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月13日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁長雄志



乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20 NBF熊本ビル9F

大塚製薬株式会社熊本支店

支店長

中村吉裕

